

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

人事委員会

○人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

ページ

一

人事委員会

人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・二・五十五

人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特種勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第百二十八号)に基づき、人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(死体処理手当の特例)

2 条例附則第四項の規則で定める場合は、一日に十体以上の死体を取り扱う作業に従事した場合とす。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。